

2026 年度
認定海外留学

申請要項

【2026 年前期募集・2026 年秋出発】

女子美術大学・女子美術大学短期大学部
国際センター

1 認定海外留学とは

認定海外留学とは、学生が自ら留学先を見つけて入学許可を得て、その留学先を「認定留学先大学」として本学に申請し、本学の許可を得て4ヶ月以上1年以内の期間留学することをいいます。許可された場合、協定海外留学と同様のメリットを受けることができます。つまり、留学先で修得した単位を本学の卒業（修了）要件単位として認定することができます。また、留学期間の本学での学籍は「留学」となり、本学の在学期間に算入されます。留学年次によっては、卒業（修了）要件単位を充足した場合、所定の修業年限で卒業（修了）することが可能です。

留学先は学位授与権を有する正規の大学院・大学・短期大学及びそれらに相当する高等教育機関とし、美術・デザイン分野の教育課程に限ります。認定留学先大学として申請できるかできないかは、本学での在籍課程、希望留学先、留学内容により異なりますので、下記の申請基準表で確認して下さい。

認定海外留學生になるためには、出願資格を満たし、学内審査（留学先の適格審査、書類審査、面接、単位認定可能科目の仮指定）を経なければなりません。

【重要なお知らせ】

卒業（修了）延期の可能性があることを十分に認識して、納得して、応募して下さい。制度上、所定の修業年限で卒業（修了）することが可能ですが、すべての人が4年（又は2年）で卒業（修了）できるわけではありません。留学前の単位修得済科目、留学年次、留学後の単位認定科目及び本学で単位修得すべき科目は人それぞれ異なります。

認定海外留学申請基準表 A

○：申請できる ×：申請できない

		本学での在籍課程		
		大学院	大学学部（芸術学部）	短期大学部
希望留学先	大学院	○	○	○
	大学	×	○	○
	短期大学	×	○	○

認定海外留学申請基準表 B

○：申請できる ×：申請できない

希望留学先	留学内容	申請
大学院・大学・短期大学	現地学生が在籍できる教育課程の授業科目を履修する。その一部に語学研修プログラムが含まれることがある。	○
	外国人留學生のために編成された教育課程の授業科目を履修する。その一部に語学研修プログラムが含まれることがある。	○
	留学先への入学を前提として、留学先の指示に従って語学研修プログラムを履修する。	○
留学先が指定する語学学校等	留学先への入学を前提として、留学先の指示に従って語学研修プログラムを履修する。	○
	語学研修を留学目的として、全留学期間中、語学研修プログラムのみを履修する。	×
上記以外の語学学校等		×
日本の大学が設置する大学または外国キャンパス		×

- この表による判断が困難な場合は、大学が個別に判断します。

2 認定海外留学の流れ

手続き	月	後期出発	月	前期出発
		8~9月に留学開始		1~2月に留学開始
留学先から入学許可	3	出国年の 5月上旬まで	8	出国前年の 11月上旬まで
留学先が発行する大学案内、コース案内、シラバス、 時間割の写し及びそれらの日本語訳を準備	4			
国際センターへ申請	5	4月中旬~ 5月中旬	10	9月中旬~ 11月中旬
留学先の適格審査 書類審査、面接 所属研究室と協議し、単位認定可能科目の仮指定 所定の修業年限での卒業（修了）可否を確認 授業料減免申請		出国年の 5月中旬~6月上旬		出国前年の 11月中旬~11月下旬
許可	6	出国年の6月下旬	11	出国前年の12月中旬
	7		12	
	8		1	
日本出国・留学開始	9	出国年の8~9月	2	出国年の1~2月



留学終了・日本帰国	7	帰国年の7~8月	1	帰国年の1~2月
大学へ留学終了手続き	8	(帰国後2週間内)	2	(帰国後2週間内)
留学後の継続履修開始(該当する授業科目がある場合)	9	帰国後の9月		帰国年の1~2月
所属研究室と協議し、単位認定可能科目を確定			帰国年の2月	
単位認定の申請・審査	10	帰国年の10月	3	帰国年の3月
単位認定の確定、継続履修単位修得	3	帰国年翌年の3月		

3 出願資格

- ① 大学院博士前期課程又は同博士後期課程に在学する者は、当該課程に1学期以上在学し、留学期間の前までに原則として4単位以上を修得していること。ただし本学芸術学部を卒業した者については当該課程での在学期間を問わないものとする。
- ② 大学学部在学する者は、当該課程に1学期以上在学し、留学期間の前までに原則として31単位以上を修得していること。
- ③ 短期大学部在学する者は、当該課程に1学期以上在学し、留学期間の前までに原則として31単位以上を修得していること。
- ④ 身体的・精神的に健康な状態であること。
- ⑤ 保証人の同意が得られること。
- ⑥ 留学後、本学にて学業を継続し学位を取得する意思があること。
- ⑦ 所属する研究室、学科、専攻/領域またはコースから推薦が得られること。
- ⑧ 留学先の入学許可を得ていること。

4 出願要件

- ① 出願の前に所属研究領域・学科・専攻・領域・コースから志願先大学の希望分野に応募が可能かどうか、必ず国際センターに事前相談を行うこと。
- ② 留学先での修得単位を本学での卒業所要単位として認定可能かどうか、卒業延期の可能性の有無について、必ず所属研究室に事前相談を行うこと。

5 出願書類

締切日までに申請フォームを利用して出願していただきます。

②～③を用意した上で、①の申請フォームにを入力し、②～③書類をアップロードしてください。

また、④の書類は研究室に依頼し、締切日までに研究室から国際センターへ直接提出してもらえるよう手配してください。

① 申請フォーム

<https://pro.form-mailer.jp/fms/95137670200360>



- ② 誓約書 (国際センターウェブサイトより書式ダウンロード)
 - ③ 志願理由書 1200字程度 (書式自由、Word または PDF)
 - ④ 海外留学志願者に関する指導教員推薦書兼所見 (国際センターウェブサイトより書式ダウンロード)
- } 合計 5MG 以下

以下、⑤～⑨に関しましては、国際センターウェブサイトより出願申請後、国際センターよりご案内しますので、その後メールにて提出してください。

- ⑤ 海外留学許可願兼単位認定事前科目申請書 (本学所定書式)
- ⑥ 留学先が発行する入学許可書の写し
- ⑦ 留学先が発行する大学案内、コース案内、シラバス、時間割の写し及びそれらの日本語訳
- ⑧ ポートフォリオ
- ⑨ 日本語能力試験 N1 の合格証明書の写し (外国人留学生の方のみ)

6 留学国・留学期間・学内審査日程

留学国	留学する国・地域は問わない
留学期間	2026年8～9月から4ヶ月以上1年以内
申請期間 申請書類提出先	4月17日（金）～5月15日（金） 国際センターへ提出
留学先の適格審査	申請受理日から1週間以内に行う
書類審査	5月下旬
面接	6月上旬
単位認定可能科目の仮指定	6月8日（月）までに完了すること
申請結果発表	6月下旬

7 留学先の学費・留学にかかる経費

認定海外留学生は留学先の学費および留学にかかる経費の一切を負担しなければなりません。

8 本学の学費

認定海外留学生は、留学期間中の本学の正規授業料と施設設備料を全額納入しなければなりません。実習料は免除されます。ただし、学費減免対象者となった方はこの限りではありません。

9 学費減免

本学では下表のとおり認定海外留学生授業料減免規程を設け、認定海外留学生がより充実した留学生活を送れるように支援しています。

	認定海外留学生授業料等減免
募集対象	大学院・大学（芸術学部）・短期大学部
募集人員	春期派遣 2名 / 秋期派遣 2名
減免額	留学期間の学費から在籍料（授業料の4分の1相当額）を除いた金額
応募条件	認定海外留学生として留学する者
選考	応募者の中から大学が減免対象者を選考します。

※残念ながら対象外となった方は、下記の奨学金へ応募して下さい。

※学費減免の支給内容、採用人数および出願資格等は、毎年度見直す場合があります。

出願にあたっては、必ず当該年度の最新の募集要項をご確認ください。

10 奨学金

本学では下表のとおり給付奨学金制度を設け、認定海外留学生がより快適な留学生活を送れるように支援しています。奨学金の返済は不要です（ただし、留学が取消又は中断された場合はこの限りではありません）。詳細は国際センターへお問い合わせ下さい。

	女子美海外留学奨学金			
募集対象	大学院・大学（芸術学部）・短期大学部			
募集人員	若干名			
給付金額	1 セメスター/1 年	甲地区 200,000 円	ショートプログラム	甲地区 50,000 円
		乙地区 140,000 円		乙地区 35,000 円
	甲地区—北米、欧州、乙地区—甲地区以外			
応募条件	協定海外留学生・認定海外留学生として留学する者。 認定海外留学生授業料等減免者への併給は認めない。			
選 考	応募者の中から大学が受賞者を選考します。			

※本奨学金の支給内容、採用人数および出願資格等は、毎年度見直す場合があります。

出願にあたっては、必ず当該年度の最新の募集要項をご確認ください。

11 単位認定

留学先で修得した単位は、入学前に既に取得した単位、大学以外の教育施設等における学修、外国語検定資格の技能審査による単位を含め、大学院においては 10 単位、芸術学部においては 60 単位、短期大学部においては 30 単位を超えない範囲で認定を受けることができ、卒業（修了）要件単位として算入することができます。

留学開始前に所属研究室と協議の上、単位認定が可能な本学授業科目（単位認定可能科目といいます）を仮指定しなければなりません。

留学終了後に所属研究室と再協議の上、単位認定可能科目を確定させます（これはどの科目を単位認定の対象とするかを確定させることを意味します。この段階ではまだ単位は認定されません）。その後、確定した科目の単位認定を大学に申請し、審査を受けます。その結果、適正と判定された科目についてのみ、単位を正式に認定します。

仮指定した科目又は対象確定した科目のすべての単位が自動的に認定されるわけではありませんので、注意して下さい。

12 春出発の申請

2027 年 2～3 月から 4 ヶ月以上 1 年以内の期間認定留学する「春出発」の申請は、2026 年 10 月 15 日（月）から 11 月 10 日（火）まで受け付けます。

以上